

だんだんと初夏を感じるようになり、とても過ごしやすい日々が続いております。
 休日はゆっくり過ごすのもいいですが、せっかくの心地よい季節ですのでお出かけを楽しみたいですね。
 GWもあり日々の生活をゆっくりと見つめなおすチャンスでもあるこの時期。連休後はトップギアで駆け抜けられるよう、しっかりと英気を養っていききたいと思います。

平成28年度税制改正の概要について(個人課税)

平成28年3月29日に平成28年度税制改正案が原案どおり国会で可決・成立しました。
 今回はその中でも個人課税に論点を絞り、主なものを紹介したいと思います。

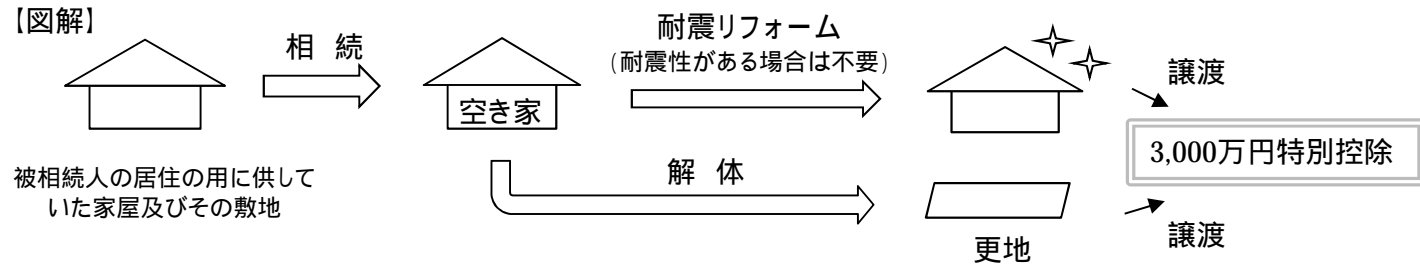
1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除制度の創設

適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状を鑑み、旧耐震基準の下で建築された家屋を相続した相続人による耐震リフォーム又は取壊しを促すために所得税を優遇する制度が創設されます。

【内容】
 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、また、その敷地を含みます。)又は解体後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は解体後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができます。

【主な適用要件】
 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等を除く。)であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
 譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時まで、居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと
 譲渡価格が1億円を超えないこと。

【適用時期】
 平成28年4月1日から平成31年12月31日まで



2. 住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設

父母、子ども夫婦、孫といった三世代が同居するための家の改修工事が注目されている中で、このような改修工事を行った場合には一定の要件のもと所得税を優遇する制度が創設されます。

【内容】
 自己の有する家屋に三世代同居改修工事を行った場合において、平成28年4月1日から平成31年6月30日までに居住の用に供したときは、次の(1)又は(2)の特例を適用することができます。

(1)ローン控除の特例
 三世代同居改修工事の住宅借入金(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について一定額を5年間の各年において所得税から控除(年間最大12.5万円、5年間で62.5万円が限度)

(2)税額控除の特例(ローンをしない場合)
 三世代同居改修工事の「標準的な費用の額」(250万円を限度)の10%相当額をその年分の所得税額から控除(1年限り)(なお、「標準的な費用の額」は後に告示される予定です。)

なお、上記(1)、(2)の規定は従来の「住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除等」との選択適用となります。

【対象工事】
 1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関

【適用時期】
 平成28年4月1日から平成31年6月30日まで

【対象工事要件】
 左記1から4までのいずれかを増設すること。
 改修後、上記1から4までのうちいずれか2つ以上が複数となること。
 対象工事の費用が50万円超であること。

詳細は弊社スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

3. 医療費控除の特例の創設

適切な健康管理の取組みを行う個人のために、医療用医薬品からの代替を進める観点から新たな特例が創設されます。

【内容】
 (1)メタボ健診(2)予防接種(3)定期健康診断(4)人間ドック(5)がん検診のいずれかを受けている個人が、いわゆる「スイッチOTC薬」の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合にその購入費用のうち1.2万円を超える金額が所得控除されます。(所得控除額は最大8.8万円)(従来の医療費控除とは選択適用)

なお、「スイッチOTC薬」とは、医療用から一般用へ転用された医薬品のうち一定のものをいい、ロキソプロフェンナトリウム水和物やファモチジン、インドメタシンなどが含まれます。
 具体的な医薬品の範囲は、今後、周知を図っていく予定となっているようです。

【適用期限】
 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで

4. 各種申告書のマイナンバー記載省略

【内容】
 従業員等が既に勤務先等にマイナンバーを提供しており、その勤務先等がマイナンバーを管理している場合には、勤務先等に提出する次の申告書等へのマイナンバーの記載は不要となります。

- (1)給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 - (2)退職所得の受給に関する申告書
- など

【適用期限】
 平成29年分以後

<入社式を行いました>

4月1日に入社式を行い、新たに2名の仲間を迎え入れることとなりました。
 スタッフ一同気持ち新たに精進してまいりますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

~~~~新入社員挨拶~~~~

4月から入社いたしました。川澄知世(かわすみともよ)と申します。  
 至らないところばかりですが、笑顔を忘れず、素直に成長していきたいと思っています。多くのことを学び、1日でも早くお役に立てるよう、尽力していきます。これから宜しくお願いいたします。 川澄 知世(写真左)



\*\*\*\*\*  
 この度三宅税理士法人に入社させていただきました、河本朝香(かわもとともか)です。  
 まだまだ勉強の日々ですが、一日でも早くお客様のお役に立てるよう、明るく元気をモットーに頑張っていきます! よろしく宜しくお願いいたします。  
 河本 朝香(写真右)

### <VISION>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」  
 今月の開催日は5月12日(木)です。  
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

| 開催日      | 対象者           | 申込期限    |
|----------|---------------|---------|
| 5月12日(木) | 3・4・5・6月決算法人様 | 5月6日(金) |
| 6月9日(木)  | 4・5・6・7月決算法人様 | 6月3日(金) |
| 7月7日(木)  | 5・6・7・8月決算法人様 | 7月1日(金) |

### <5月スケジュール>

|    |   |                                                             |
|----|---|-------------------------------------------------------------|
| 10 | 火 | *4月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限                                     |
| 12 | 木 | *経営計画書作成セミナー: Vision                                        |
| 31 | 火 | *3月決算法人の確定申告・納付期限                                           |
|    |   | *9月決算法人の中間申告・納付期限<br>*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の6・12月決算法人) |